

認めあい 支えあい ともに輝く

第三次えいへいじ男女共同参画計画



令和4年3月

 永平寺町

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 計画策定の経緯	2
第2章 男女共同参画をめぐる状況	3
1 国際的な動向	3
2 国の動向	4
3 県の動向	4
4 永平寺町の動向	5
第3章 現状と課題	6
1 人口の現状と推移	6
2 永平寺町の男女共同参画を取り巻く状況	8
3 住民意識調査にみる永平寺町の現状	10
4 従業員意識調査にみる永平寺町の現状	14
5 前計画の進捗状況	18
6 現状と課題のまとめ	19
第4章 基本的な考え方	22
1 基本理念	22
2 基本目標	22
3 施策の体系	23
第5章 具体的施策	24
基本目標 1 共に生きる意識づくり	24
基本目標 2 あらゆる分野で活躍できる環境づくり	26
基本目標 3 安心して暮らせる社会づくり	28
基本目標 4 推進体制づくり	31
第6章 計画の指標（数値目標）	32
資 料 編	33
1 男女共同参画社会基本法	33
2 福井県男女共同参画推進条例	37
3 永平寺町男女共同参画推進委員会設置要綱	40
4 永平寺町男女共同参画推進委員会 委員名簿	42
5 用語解説	43

永平寺町男女共同参画都市宣言

緑と清流に恵まれ、歴史を慈しみ、文化を育む愛情あふれるまち永平寺において、性別にかかわらず、互いに認めあい、協力しあって、「男と女が^{ひと}支えあい輝くまち」を実現するため、ここに男女共同参画都市を宣言します。

1. わたしたちは、お互いの人権を尊重しあい、家庭・地域・職場等における慣習やしきたりを見直して、心豊かに暮らせるまちをめざします。
1. わたしたちは、あらゆる分野において、個性と能力を十分に発揮し、国際的視野を持ちながら、民族や文化の違いを理解して、共に活躍できるまちをめざします。
1. わたしたちは、一人ひとりがそれぞれの人格を尊重し、協力しあい、みんなで支えあって、全ての人が安心して暮らせるまちをめざします。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

永平寺町では、合併後の平成19年3月に、10年を期間とする「えいへいじ男女共同参画計画」を策定し、誰もが性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる、活力あふれるまちづくりを目指してきました。

この計画は、中間点である平成24年度に改定され、後期5か年の計画・目標が示されました。

平成29年3月には、「えいへいじ男女共同参画計画」の評価・検証を行うとともに、社会情勢の変化や新たな課題等を踏まえて、新たに「第二次えいへいじ男女共同参画計画」(以下、前計画という。)を策定しました。この中で「男女が共に生きる意識づくり」「男女が共に活躍できる環境づくり」「男女が共に安らぐ生活づくり」「推進体制づくり」の4つを基本目標とし、さまざまな施策を推進してきたところです。

こうした取組を通じ、本町の男女共同参画をめぐる状況には一定の進展がみられるものの、固定的な性別役割分担意識*がいまだ存在するなど、男女共同参画社会*の実現のためには、まだ解決すべき課題が残されているのが現状です。

このたび、前計画が令和4年3月に計画期間を終えることから、本町の男女共同参画をいっそう推進し、誰もが性別にかかわらず個性を尊重され、自身の指向や能力に応じて社会で活躍し、安心して暮らせる社会の実現を目指して、新たに「第三次えいへいじ男女共同参画計画」(以下、本計画という。)を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定める市町村男女共同参画計画です。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV*防止法)」第2条の3第3項に定める市町村基本計画であり、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2項に定める市町村推進計画でもあります。

策定にあたっては、本町の最上位計画である「第二次永平寺町総合振興計画」をはじめ、関連する諸計画との整合を図りました。

※文中、「*」印の付いたことばは、巻末の「資料編」に用語の解説があります。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。ただし社会情勢の変化や本計画の進捗状況の評価・検証等を踏まえ、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行うものとします。

4 計画策定の経緯

本計画の策定にあたり、住民の実情やニーズ、意見等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に、「男女共同参画に関する住民意識調査」及び「職場における男女共同参画に関する意識調査」を令和3年7月に実施しました。

また、庁内において、前計画期間中の取組につき、その進捗状況の評価・検証を行い、新たな課題を明らかにしました。

さらに、男女共同参画の推進・実践、及びまちづくりに意欲がある住民らで構成する永平寺町男女共同参画推進委員会において、数次にわたる議論・検討を重ねました。

上記の結果を反映し、本計画を策定しました。

第2章 男女共同参画をめぐる状況

1 国際的な動向

※この項は国際的な動向を説明しているため、西暦を併記しています。

国際連合（国連）は、1975（昭和50）年からの10年間を「国際婦人の10年」として、女性の地位向上を目指す取組を展開しました。

1979（昭和54）年の国連総会では、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択されました。

また、1995（平成7）年に北京で開催された第4回世界女性会議では、女性の権利の実現や男女平等の推進を目指す「北京宣言」、及び2000（平成12）年までに世界各国が取るべき行動を定めた「行動綱領」が採択されました。この綱領は2000（平成12）年に国連で開催された「女性2000年会議」で実施状況の検討・評価を行い、いっそうの推進を図ることが約束されました。

そして、「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されてから20年目にあたる2015（平成27）年には、「北京+20」として、第59回国連婦人の地位委員会において、これまでの取組状況に関するレビューを行ったほか、広報・啓発等の活動を行っています。

また、2015（平成27）年の9月に国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において、国際社会が目指すべき長期的な開発の指針として、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」、略してSDGs（エス・ディー・ジーズ）*が示されました。

SDGsは「誰一人取り残さない」をテーマに、世界が直面する環境問題や貧困の問題、政治、経済等の課題解決に向けた普遍的な目標を定めたもので、持続可能でより良い社会の実現に向けて17のゴール（目標）と169のターゲット（具体的な目標）が設定されています。この中には「ジェンダー*平等を実現しよう」という項目があるほか、貧困、健康・福祉、教育、働きがいなど、男女共同参画に関連するゴールやターゲットが多く含まれています。

2020（令和2）年1月からはSDGs達成のための「行動の10年（Decade of Action）」がスタートし、日本を含む世界各国でSDGsを達成するための取組が進められています。

2 国の動向

わが国では、国際的な動きに連動する形で「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」などの法整備が進められ、平成 11 年には男女共同参画社会の実現に向け、基本理念や国、地方公共団体及び国民それぞれの責務を定めた「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

平成 12 年には、同基本法に基づいた「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の形成促進に関する施策の基本的な方向が示されました。同計画は改定を重ね、令和 2 年 12 月には、令和 3 年度を初年度とする「第 5 次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

この中で、「2020 年代の可能な限り早期に、指導的地位に占める女性の割合が 30% 程度となるよう目指して取組みを進める」ことを新たな目標とし、AI（人工知能）やデジタル技術の活用、DV の根絶、男女共同参画の視点による防災・復興対策の浸透、男女共同参画の形成をけん引する人材の育成などを、取り組むべき事項として掲げています。

さらに、平成 27 年には「女性活躍推進法」が成立・一部施行され、国や地方公共団体及び民間事業主（従業員 101 人以上）に、女性活躍推進を積極的に進めるための行動計画の策定が義務付けられました。

深刻な人権侵害である DV については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、平成 13 年に「配偶者暴力防止法（DV 防止法）」が施行されました。この法律は平成 25 年に改正され、配偶者だけでなく生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法律の適用対象となりました。

3 県の動向

福井県では、昭和 63 年に「21 世紀をめざすふくい女性プラン」、平成 10 年に「ふくい男女共同参画プラン」、平成 14 年に「福井県男女共同参画計画」を策定しました。

「福井県男女共同参画計画」は平成 24 年の改定（第 2 次計画）を経て、平成 29 年には「第 3 次福井県男女共同参画計画」へと更新され、男女共同参画の社会づくりを着実に推進しています。

また、平成 18 年には配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を総合的かつ計画的に実施するため、「配偶者暴力防止および被害者保護のための福井県基本計画」を策定しました。この計画は、平成 31（令和元）年に策定された第 3 次改定版に継承されています。

4 永平寺町の動向

本町では、平成 19 年 3 月に「えいへいじ男女共同参画計画」を、平成 29 年 3 月には「第二次えいへいじ男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に取り組んできました。

その内容は、人権教育の推進、家庭や職場・地域における男女共同参画の推進、ワーク・ライフ・バランス*の推進、子育て支援策の充実、高齢者介護サービスの充実など多岐にわたりますが、庁内各課及び住民との協働により、着実に成果を収めてきました。

また、平成 22 年 8 月には、永平寺町男女共同参画都市を宣言し、住民と共に男女共同参画社会の実現を目指す姿勢を明確にしました。

具体的には、公民館におけるポスター展示や男女共同参画に関する川柳の募集などの啓発活動、視察や講演会等の研修・学習事業などを計画的に実施してきました。

令和 2 年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、一部の事業が実施できない事態となりましたが、広報やホームページを通じた啓発など、可能な範囲内で積極的な取組を進めてきたところです。

第3章 現状と課題

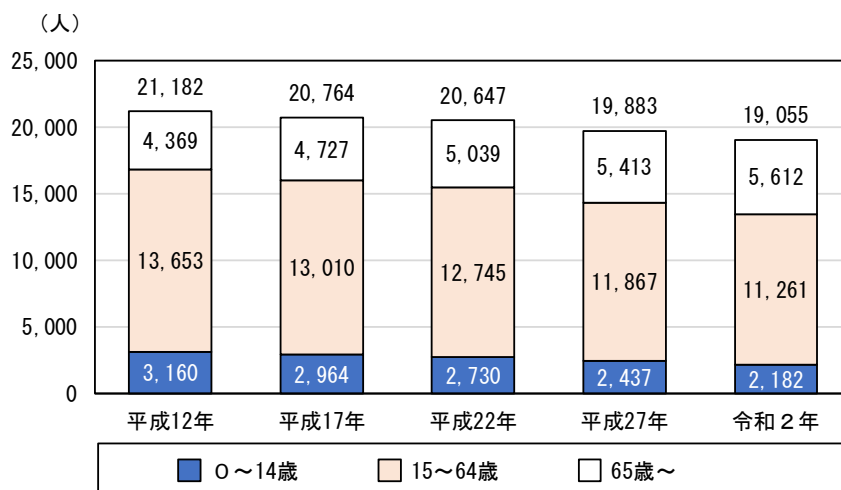
1 人口の現状と推移

(1) 総人口と年齢3区分別人口の推移

本町の総人口は、年々減少傾向にあり、令和2年には平成12年と比較して、2,127人（10.0%）減の19,055人となっています。

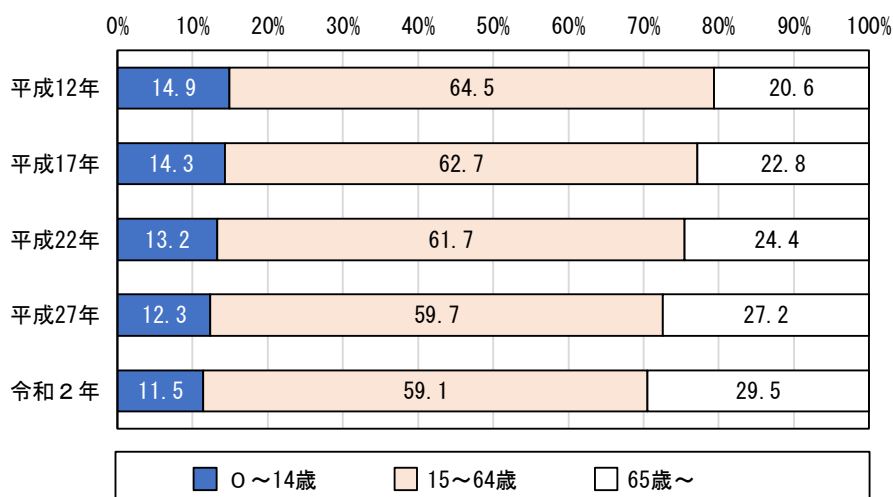
そのような中、65歳以上の人口は増加を続けており、この結果、高齢化率（人口に占める65歳以上の割合）は年々増加し、令和2年は平成12年と比較して、8.9ポイント増の29.5%となっています。

《総人口と年齢3区分別人口の推移》



資料：国勢調査。令和2年は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータに基づく推計値
年齢不詳があるため、各年齢区分の合計が総数と一致しない場合がある

《年齢3区分別人口構成比の推移》



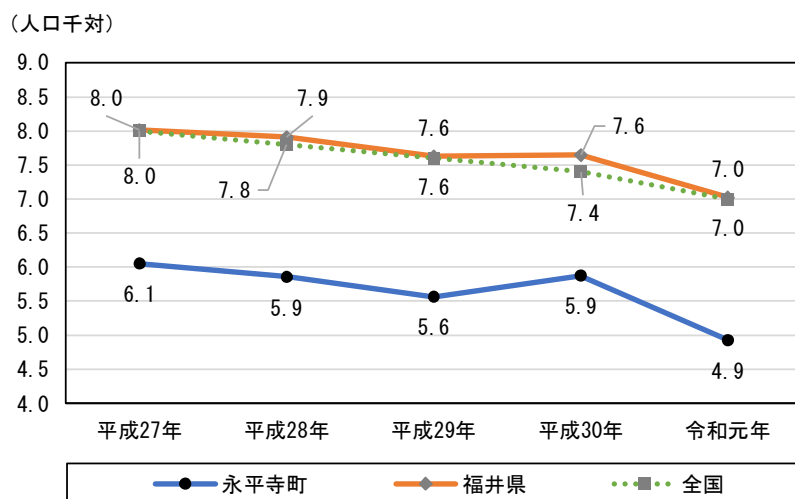
資料：国勢調査。令和2年は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータに基づく推計値
年齢不詳があるため、各年齢区分の構成比の合計が100.0%にならない場合がある

(2) 出生率の推移

出生率（人口千人あたりの出生数）は、平成 30 年にいったん増加したものの、全体としては減少傾向で、特に令和元年は 4.9 と前年より 1.0 ポイント減少しています。

国や県と比較しても、2 ポイント近く低い水準となっています。

《出生率の推移》



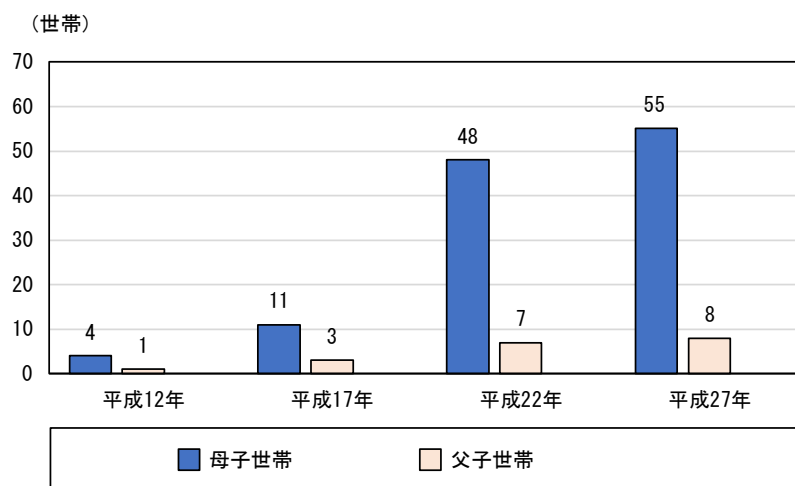
資料：福井県人口動態調査

2 永平寺町の男女共同参画を取り巻く状況

(1) ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯の数は、平成 22 年以降、急速に増加しています。特に母子世帯の増加が目立ち、平成 22 年は平成 17 年と比較し、4 倍以上の 48 世帯となっています。

《ひとり親世帯数の推移》



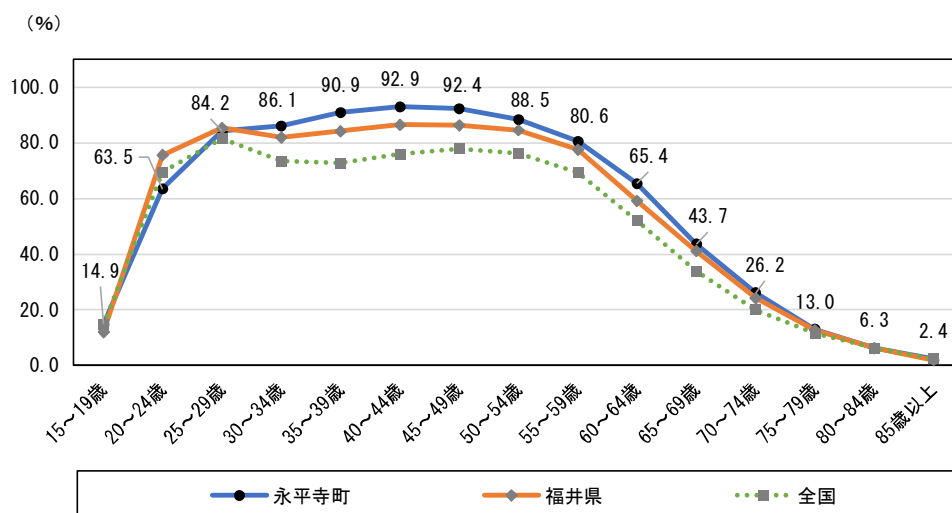
資料：国勢調査

(2) 女性の労働力率*の状況

女性の労働力率（15 歳以上人口に占める労働力人口の割合。労働力人口とは就業者と完全失業者の合計）は、ほぼ全ての年代で国や県よりも高く、いわゆる M 字カーブ*が見られません。

本町の子育て世代に該当する女性の労働力率は、全国的にも高いと言えます。

《女性の労働力率（平成 27 年）》

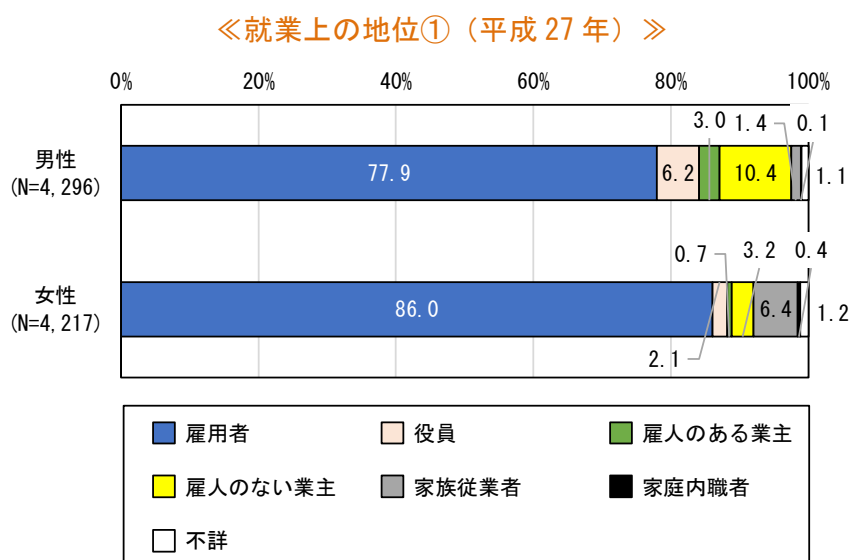


資料：国勢調査

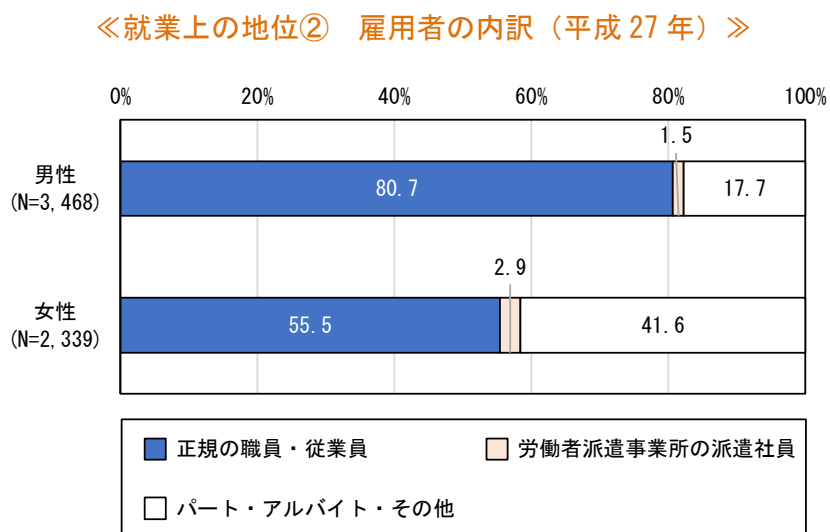
（３）就業上の地位の状況

就業上の地位は、「雇用者」と「家族従業者」において、女性の割合が男性を上回っています。

逆に「役員」「雇用のある業主」「雇用のない業主」において、女性の割合が男性を下回っています。



雇用者の内訳では、「正規の職員・従業員」の割合が男性では約8割であるのに対し、女性では5割強に留まっています。女性の半数弱の人が、派遣社員やパート・アルバイトなどの不安定な雇用となっています。



3 住民意識調査にみる永平寺町の現状

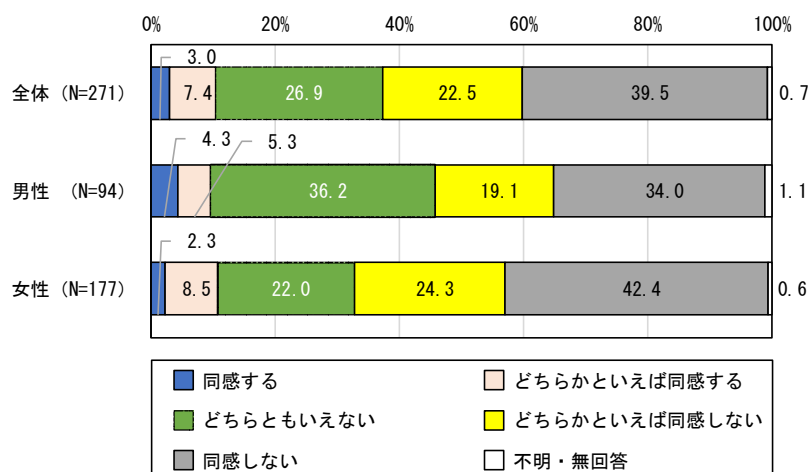
(1) 調査の概要

この調査は、本計画の策定にあたり、住民の実情やニーズ、意見等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

調査地域	永平寺町全域
調査対象者	町内在住の幼稚園児・小中学校児童の保護者、住民のネットワーク（各種団体・グループ等）関係者、来庁者等、20歳以上の住民
調査期間	令和3年7月26日（月）～8月13日（金）
調査方法	幼稚園・小中学校・ネットワーク等を通じての調査票配布・回収
回収結果	配布数：500件（男性250件、女性250件） 回収数：273件 有効回収数：271件（白票2件） 有効回収率：54.2%
資料の見方	表やグラフにおいて、端数処理の関係で単数回答（複数の選択肢の中から一つを選ぶ形式）であっても構成比の合計が100.0%にならないことがある。複数回答（複数の選択肢の中から二つ以上を選ぶ形式）の場合、構成比の合計が100.0%を超えることがある

(2) 固定的な性別役割分担意識について

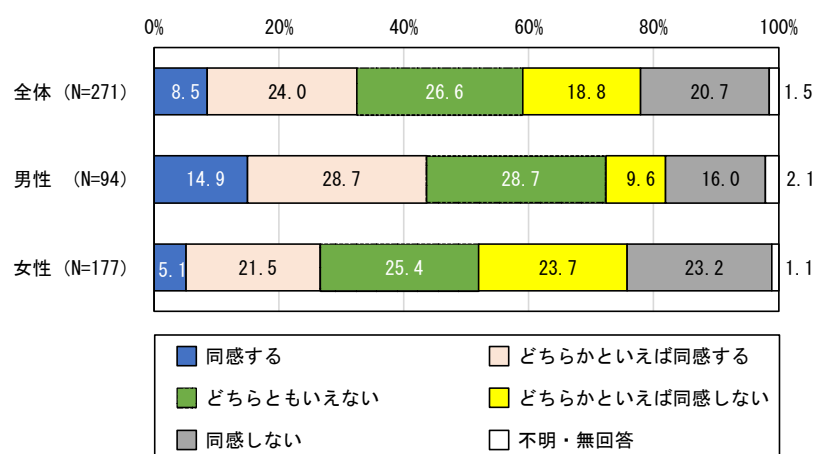
「『男性は仕事、女性は家庭』という考え方について、どう思うか（単数回答）」という設問に対し、「同感する」と「どちらかといえば同感する」の合計（肯定的意見）は、男女とも大きな差はありませんが、「どちらかといえば同感しない」と「同感しない」の合計（否定的意見）は男性が女性を13.6ポイント下回っています。



（３）性別による、子育て観について

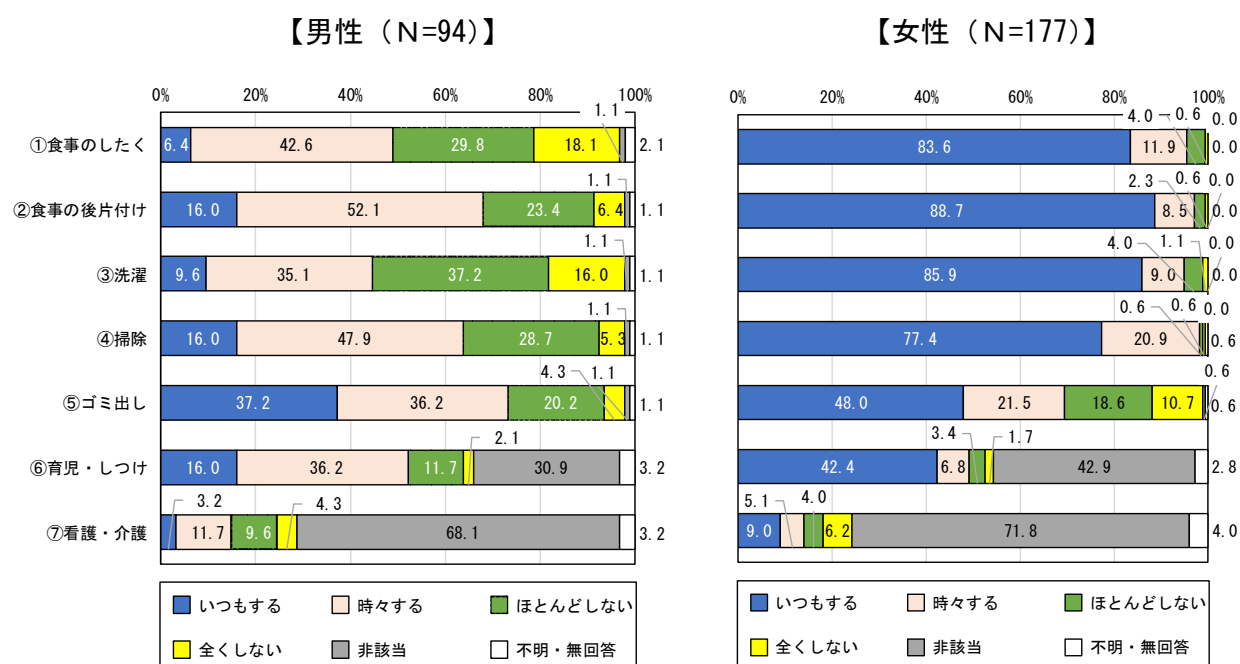
「『女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく』といった子どもの育て方をどう思うか（単数回答）」という設問に対し、「同感する」と「どちらかといえば同感する」の合計（肯定的意見）は、男性が女性を 17.0 ポイント上回っており、逆に「どちらかといえば同感しない」と「同感しない」の合計（否定的意見）は男性が女性を 21.3 ポイント下回っています。

男性の方が性別による固定的な子育て観が強い、または性別により子どもに期待する内容が異なると言えます。



（４）家庭での役割分担について

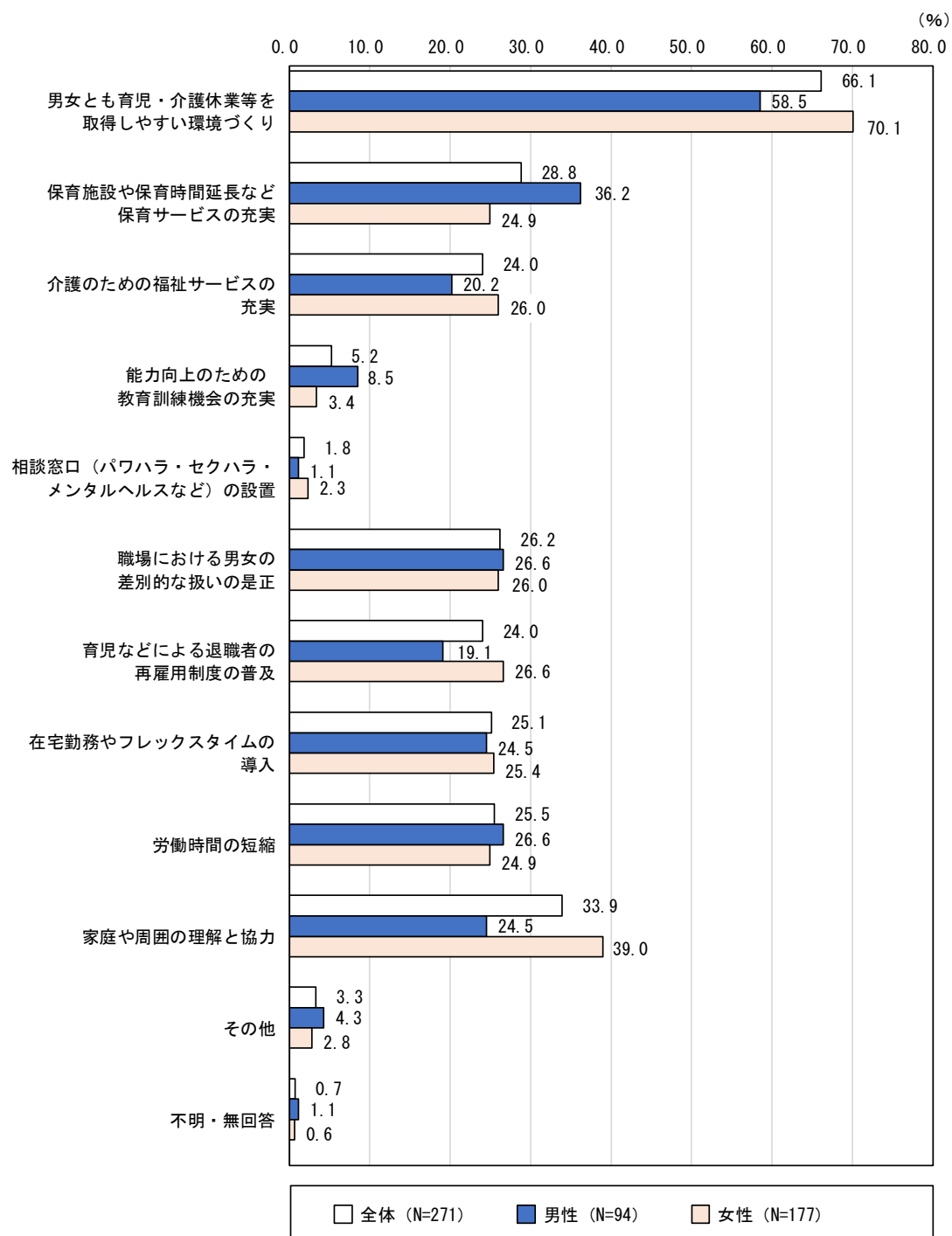
「家庭の中での仕事や役割をどのくらい果たしているか（単数回答）」という設問に対し、「いつもする」の割合をみると、「ゴミ出し」を除くすべての家事で、女性が男性を圧倒的に上回っており、家事の負担が女性に偏っている現状が明らかとなっています。



(5) ワーク・ライフ・バランスの推進について

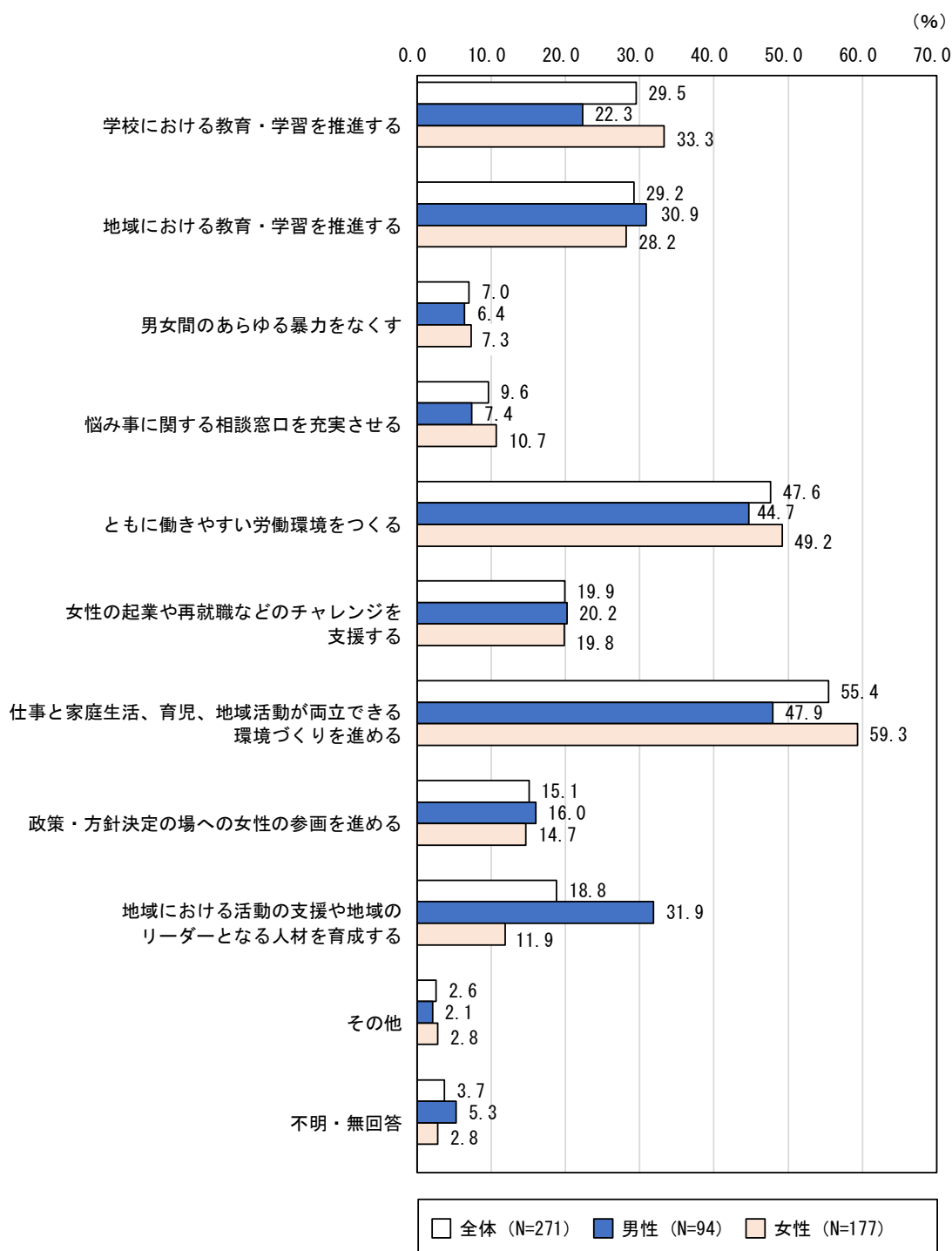
「一般的に、男女が共に仕事と家庭を両立していくためには、今後どのようなことが必要だと思うか（複数回答）」という設問に対し、「男女とも育児・介護休業等を取得しやすい環境づくり」が男女とも半数を超えて、顕著に多くなっています。

中でも女性では7割を超えており、育児・介護休業等の啓発や、事業者に対する働きかけなどが重要だと考えられます。また、「家族や周囲の理解と協力」に関しては、女性の回答数が男性を大きく上回っており、女性がパートナーや家族などによる家事参加の必要性を感じていることがうかがえます。



（６）本町が注力すべきことについて

「男女共同参画社会の実現のために、永平寺町が今後、特に力を入れるべきだと思うこと（複数回答）」という設問に対し、男女とも「ともに働きやすい労働環境をつくる」と「仕事と家庭生活、育児、地域活動が両立できる環境づくりを進める」が半数前後となっており、職場における男女共同参画の推進やワーク・ライフ・バランスの推進など、労働環境の改善が特に求められている様子がうかがえます。



4 従業員意識調査にみる永平寺町の現状

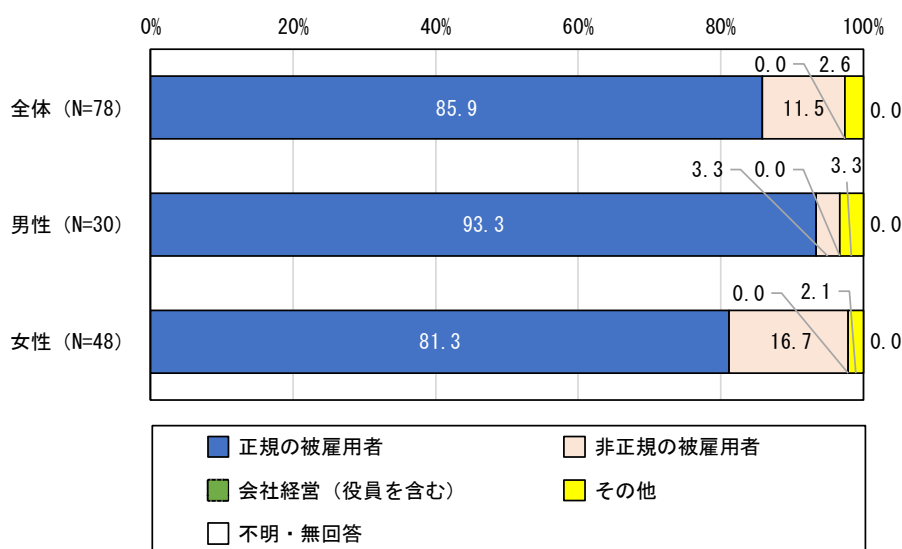
(1) 調査の概要

この調査は、本計画の策定にあたり、就労されている方々の実情やニーズ、意見等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

調査地域	永平寺町全域
調査対象者	町内の事業所（企業、協同組合、福祉団体など）
調査期間	令和3年7月26日（月）～8月13日（金）
調査方法	事業所を通じての調査票配布・回収
回収結果	配布数：120件、有効回収数：78件、有効回収率：65.0%
資料の見方	表やグラフにおいて、端数処理の関係で単数回答（複数の選択肢の中から一つを選ぶ形式）であっても構成比の合計が100.0%にならないことがある。複数回答（複数の選択肢の中から二つ以上を選ぶ形式）の場合、構成比の合計が100.0%を超えることがある

(2) 雇用形態について

回答者の雇用形態（単数回答）については、男性では9割以上が正規雇用であるのに対し、女性では正規雇用が約8割、非正規雇用が2割弱と、非正規雇用者の割合が高いのが目立ちます。



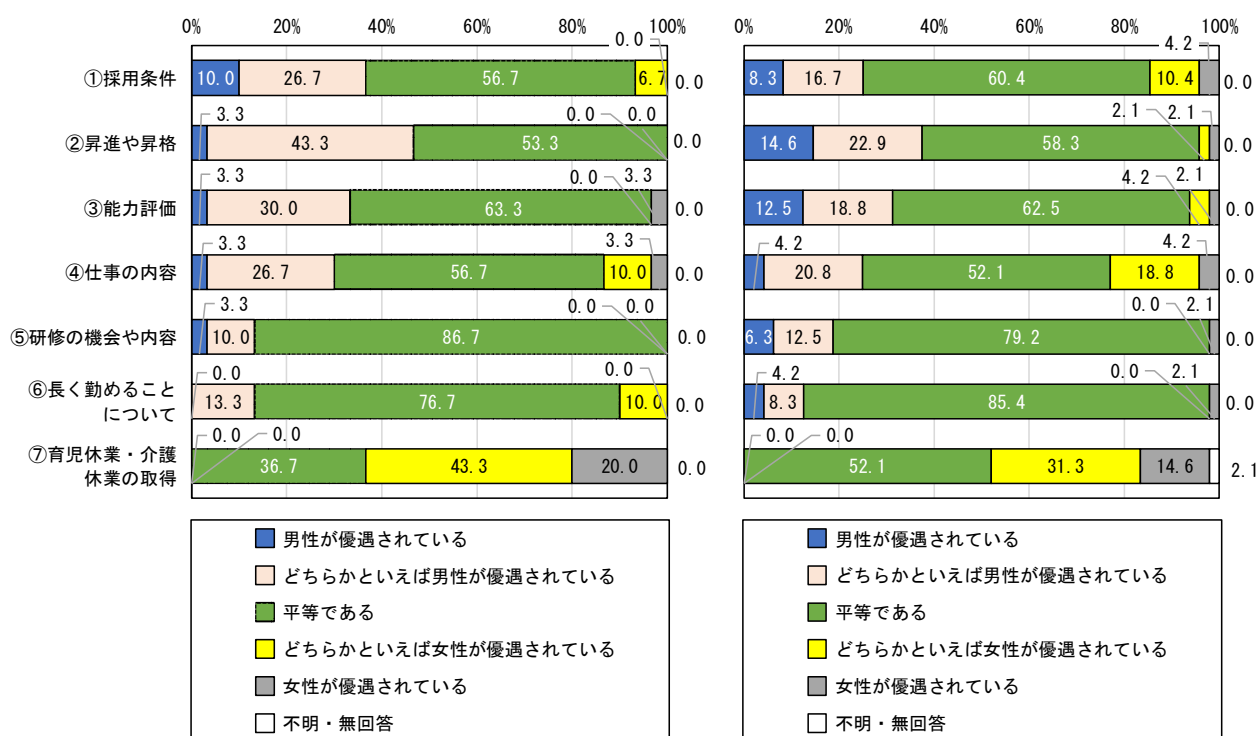
（３）職場での男女の平等感について

「職場では、次にあげるそれぞれの面で男女平等になっていると思うか（単数回答）」という設問に対し、男女とも「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計が「②昇進や昇格」で最も多くなっています。また、「女性が優遇されている」と「どちらかといえば女性が優遇されている」の合計が「⑦育児休業・介護休業の取得」で最も多くなっています。

男女とも「⑤研修の機会や内容」と「⑥長く勤めることについて」で、「平等である」が比較的多くなっています。

【男性（N=30）】

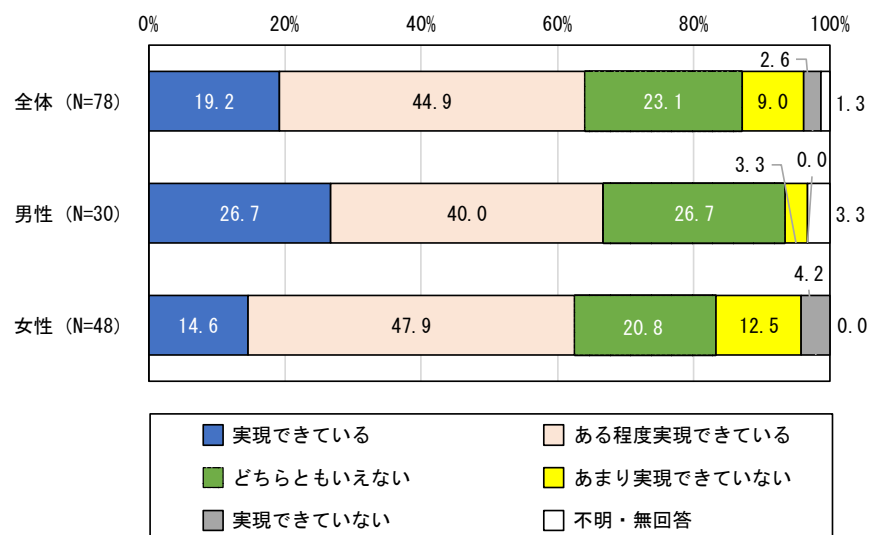
【女性（N=48）】



（４）ワーク・ライフ・バランスの現状について

「ワーク・ライフ・バランスが実現できているか（単数回答）」という設問に対し、「実現できている」で男性が女性を 12.1 ポイント上回っています。一方、「実現できていない」で男性が 0.0% だったのに対し女性は 4.2% となっています。

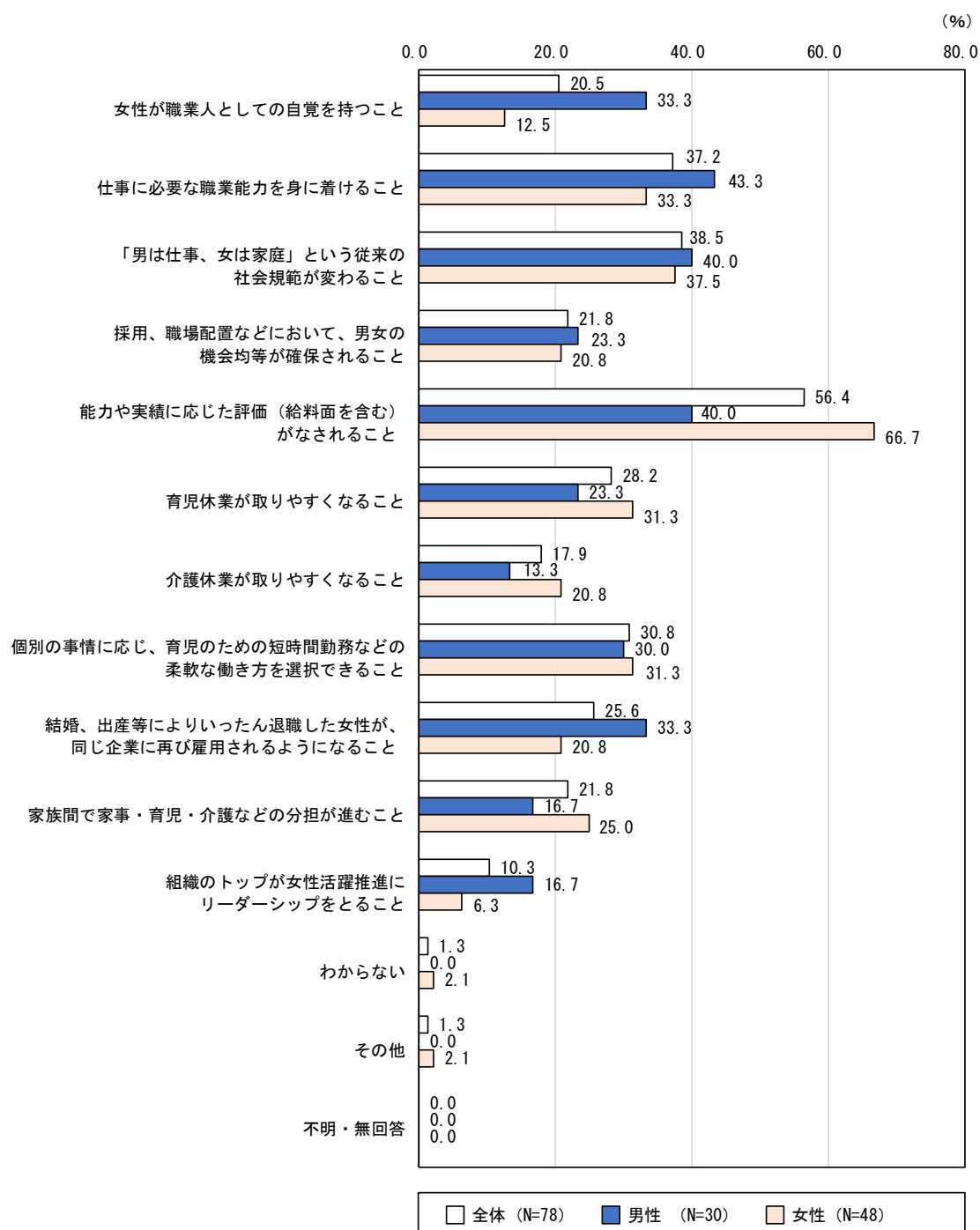
家事負担が女性に偏っている点と合わせ、女性のワーク・ライフ・バランスが男性ほど実現できていない様子がうかがえます。



(5) 女性の活躍推進について

「女性が職業人として職場で能力を発揮し、かつ、継続して勤務するには何が重要だと思うか（複数回答）」という設問に対し、男性では「仕事に必要な職業能力を身に着けること」が43.3%と最も多く、次いで「『男は仕事、女は家庭』という従来の社会規範が変わること」と「能力や実績に応じた評価がなされること」が共に40.0%となっています。

女性では「能力や実績に応じた評価がなされること」が66.7%と最も多く、次いで「『男は仕事、女は家庭』という従来の社会規範が変わること」が37.5%、「仕事に必要な職業能力を身に着けること」が33.3%となっています。



5 前計画の進捗状況

(1) 本町の審議会・委員会等への女性の登用状況

本町の審議会・委員会等の数は 38 であり、そのうち女性委員を含む数は 36 となっています。また、総委員数 604 人のうち女性委員数は 231 人（38.2%）となっています。

	平成 28 年 4 月 1 日現在	令和 3 年 4 月 1 日現在
審議会・委員会等の数	41	38
うち女性委員を含む数	38	36
総委員数	729 人	604 人
うち女性委員数	278 人	231 人
女性比率	38.1%	38.2%

(2) 前計画数値目標の状況

前計画の数値目標のうち、「家庭の中」「地域の中」「職場の中」それぞれで男女平等になっていると思う人の割合（令和 3 年実施の住民アンケートの結果）は、いずれも平成 28 年の基準値より低下しており、目標値との乖離が広がっています。

「町の審議会・委員会等における女性の割合」については、0.1 ポイント改善（増加）したものの、目標値には至っていません。「特定健康診査受診率」は、ほぼ基準値並み、「男女共同参画ネットワークへの加盟団体数」については、基準値より減少しています。

基本方針	項目	基準値 (平成 28 年)	目標値 (令和 3 年)	現状値 (令和 3 年)
I	家庭の中で男女平等になっていると思う人の割合	36.9%	45%	30.3%
	地域の中で男女平等になっていると思う人の割合	28.7%	40%	24.7%
	町の審議会・委員会等における女性の割合	38.1%	40%	38.2% (R2 実績)
II	職場の中で男女平等になっていると思う人の割合	35.1%	40%	29.2%
III	がん検診（胃がん、大腸がん、肺がん、子宮がん、乳がん）受診率 （平成 27 年度実績値）	28.0%	35%	—
	特定健康診査受診率（40 歳以上の国保被保険者のうち、特定健診を受診した人の割合）	32.5%	45%	32.4% (R2 実績)
IV	男女共同参画ネットワークへの加盟団体数	26 団体	30 団体	23 団体

6 現状と課題のまとめ

（１）地域共生社会の実現

少子高齢化の進展により、世代間の助け合いが比較的盛んな本町においても、家族だけで子育てや介護を行うことが困難になりつつあります。

このため、地域住民がそれぞれ役割を持ち、支え合いながら、共に「共助」し合える「地域共生社会」を実現することが、今後ますます必要になると考えられます。

そのためには行政と住民の協働体制をさらに深め、それぞれの立場で地域課題の解消に向けた行動がとれるような体制づくりや気運の醸成が重要です。

（２）子育て支援の充実

本町では、15歳未満人口が年々減少しており、出生率も減少基調で国や県よりも低水準にあることから、誰もが安心して子どもを産み育てられるよう、子育て支援策のいっそうの充実が重要となっています。

同時にワーク・ライフ・バランスの推進を図り、育児やしつけなど、子どもと向き合う時間がとれるようにすることも、重要な課題だと考えられます。

（３）働く女性への支援の充実

本町では、子育て世代の女性の労働力率が国や県と比較しても高く、子育てしながら働く女性が多いことが特徴の一つとなっています。

一方、雇用されている女性の半数弱が非正規雇用であり、経済的には不安定な状況にあると考えられます。

また、住民アンケートの結果をみると、家事の大部分で女性に負担が偏っている現状も見られます。

これらのことから、子育て支援策の充実に加え、働く女性の就労・復職・起業などに対する支援や、働きやすい職場環境の整備、相談支援体制の充実など、働く女性が無理をすることなく、十分に能力を発揮できるような環境づくりが重要です。

同時に、家庭における男女共同参画が推進されるよう、啓発等の取組も重要であると考えられます。

（４）性別による固定的な役割分担意識の解消

住民アンケートの結果をみると、「男性は仕事、女性は家庭」といった考え方に肯定的な意見の人が、男女とも1割近く存在します。

また、「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく」といった固定的な役割分担意識に

基づくと考えられる子育て観も男女共にみられ、特に男性ではその傾向が強くなっています。

このため、教育や啓発等を通じて、無意識のうちに身に付けた偏見や思い込みを解消し、誰もが性別にかかわらず、自身の個性や能力・指向などに応じて自由に人生を選択できるような気運や環境を整えることが重要となっています。

（５）ワーク・ライフ・バランスの推進

「（２）子育て支援の充実」でも述べた通り、ワーク・ライフ・バランスの推進は本町の少子化対策として重要であるばかりでなく、性別にかかわらず誰もが充実した生活を送るためにも欠かせません。

住民アンケートにおいても、「本町が注力すべきことについて」という設問に対し、「ともに働きやすい労働環境をつくる」と「仕事と家庭生活、育児、地域活動が両立できる環境づくりを進める」といった回答が上位を占めていることから、住民のニーズが高い課題であると言えます。

一方、従業員アンケートの結果では、ワーク・ライフ・バランスが「実現できていない」「あまり実現できていない」といった回答が男女とも少数ながら存在することから、事業者などとも連携し、ワーク・ライフ・バランスのいっそうの推進を図るとともに、フレックスタイム制*や在宅ワーク・起業など、多様な働き方を推進することが重要です。

（６）女性の活躍推進

働く人の就業上の地位をみると、本町においては「役員」「雇用のある業主」「雇用のない業主」のいずれも、女性の割合が男性の半分以上となっています。

また、審議会・委員会等における女性委員の割合も38.2%と、目標とする40%に達していないのが現状です。

このため、庁内や地域・職場等において、女性が自己の個性や能力に応じで十分に活躍ができるよう、人事を含めた環境整備を図るとともに、起業など多様な働き方を女性が選択できるような支援の充実が重要となっています。

（７）ＤＶ被害防止に向けた取組の推進

ＤＶは重大な人権侵害であり根絶が必要ですが、コロナ禍によるさまざまなストレスなどから、全国的にはかえってＤＶが増加しているとの指摘もあります。

ＤＶ対策としては被害者の救済だけでなく、あらゆる暴力をしない・させないという気運の醸成や、加害者に対するカウンセリングなど、さまざまな対策を総合的に展開することが重要です。

また、ＤＶというと一般的に女性の被害を想定することが多いかもしれませんが、男性が被害者になるケースもあることにも配慮が必要です。

（８）ＳＤＧｓなど国際的な動向への理解促進

国連加盟国が連携して推進しているＳＤＧｓには、「ジェンダー平等を実現しよう」をはじめ、「貧困をなくそう」「質の高い教育をみんなに」「人や国の不平等をなくそう」など、男女共同参画に関連の深い目標が含まれています。

また日本のジェンダー・ギャップ指数*は世界的にも低水準にあると言われるなど、わが国の男女共同参画の状況に対する国際的な評価は、決して高いとは言えません。

これらを身近な課題としてとらえ、本町においても日本の現状やＳＤＧｓなどの国際的な動向について周知に努め、官民一体となって課題の解消に向けた取組を推進することが重要となっています。

（９）性の多様性に対する理解促進

ＬＧＢＴＱ*をはじめとする性的少数者への偏見や無理解により、生きづらさを感じている人たちがいます。性的少数者は人口の１０％程度存在するとも言われることから、本町においてもそうした人たちが偏見や差別を受けることのないよう、性的少数者や性の多様性に対する理解を促進し、性的少数者の人権を擁護することが重要です。

（１０）新型コロナウイルス感染症の影響への対処

わが国において、令和２年１月以降次第に顕在化した新型コロナウイルス感染症の拡大により、失業やストレスを原因とするＤＶの増加など、新たな社会問題の増加が明らかとなっています。

特に女性がその影響を強く受けていることから、国も緊急提言を出して対策の必要性を訴えています。

コロナ禍は徐々に落ち着きをみせてはいますが完全に終息したわけではなく、仮に終息したとしてもこれらの影響はすぐには解消されないと考えられることから、コロナ禍による影響を分析し、適切に対処することが重要となっています。

第4章 基本的な考え方

1 基本理念

本計画の趣旨や目指すべき方向性を端的に示すことばとして、以下を基本理念に定めます。

基本理念

認めあい 支えあい とともに輝く

性別にかかわらず、誰もが個性を尊重され、互いに支え合い協力し合って能力を発揮し、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる永平寺町を目指すという意味を込めました。

2 基本目標

基本理念のもと、以下の4点を基本目標に定め、具体的な施策を展開します。この基本理念は、永平寺町の共通目標として、全ての人や団体が意識を持って一体的に取り組むを推進していくためのものです。

■ 基本目標 1 共に生きる意識づくり

男女共同参画の意識が浸透し、性別による固定的な役割分担意識や慣習・しきたり等が解消されるよう、教育や啓発を進めるとともに、女性の活躍推進を図ります。

■ 基本目標 2 あらゆる分野で活躍できる環境づくり

ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、子育て・介護支援策の充実に努めるとともに、多様で柔軟な働き方が普及するよう、働き方改革に向けた取組を推進します。

■ 基本目標 3 安心して暮らせる社会づくり

性別を問わず誰もが安心して健康的な生活を送れるよう、心身の健康づくりの推進や、生きがいづくり、防災・防犯体制の強化、あらゆる暴力の根絶に向けた取組などを推進します。

■ 基本目標 4 推進体制づくり

本計画が円滑・着実に推進されるよう、また、より実効性のあるものとなるよう、計画の進捗状況や課題等を評価する体制を整えるとともに、住民や国・県等との協働で本計画を推進する体制を強化します。

3 施策の体系

本町の現状や課題等を踏まえ、本計画では以下の体制に沿って施策を展開します。

基本目標	重点目標	施策の方向
1 共に生きる 意識づくり	(1) 家庭・地域での慣習の 見直しと意識改革	①家庭と地域における慣習・しきたりの見直し ②家庭生活における固定的な役割分担意識の見直し ③地域における固定的な役割分担意識の見直し
	(2) ジェンダー平等教育・ 学習の推進	①学校における共生教育の推進 ②生涯を通じた人権教育の推進 ③多様性を認め合う共生社会の推進
2 あらゆる分野で 活躍できる 環境づくり	(1) 仕事と家庭の両立支援	①子育て・看護・介護サービスの充実 ②多様で柔軟な働き方の推進 ③男性の家事・育児等への参画促進
	(2) 行政・企業における 職場環境づくり	①均等な雇用機会と待遇の確保、選択肢のある仕事の あり方 ②審議会、委員会等への女性の参画促進 ③農林商工業におけるパートナーシップの確立
3 安心して 暮らせる 社会づくり	(1) 包括的な健康づくりの 支援	①ワーク・ライフ・バランス実現に向けた支援 ②心身の健康を脅かす問題についての対策の推進
	(2) 多様性を尊重する環境 の整備	①生きがいづくりと社会参加の促進 ②それぞれの特性を生かした地域防災・防犯 ③高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境の整備
	(3) あらゆる暴力の根絶	①あらゆる暴力と差別防止への取組 ②被害者に対する相談支援体制の充実 ③あらゆるハラスメント防止対策
4 推進体制づくり	(1) 施策推進体制の整備	①施策の点検・評価の仕組みづくり ②持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた取組
	(2) 町民・関係機関等との 協力・連携の強化	①住民参加の推進 ②国・県等との連携

第5章 具体的施策

基本目標1 共に生きる意識づくり

(1) 家庭・地域での慣習の見直しと意識改革

家庭や地域において男女共同参画が推進されるよう、学校教育や生涯学習の場、地域活動の場などを通じて教育・啓発を行います。また、男女共同参画に関する住民の自発的な活動と連携し、その活動を支援します。

①家庭と地域における慣習・しきたりの見直し

番号	取組内容
1	自治会・区長会・自主防災組織等、地域活動の場において、男女共同参画の意識向上を図ります。
2	広報や生涯学習の場等において、家庭における男女共同参画の意識向上を図ります。
3	学校教育において、男女共同参画及び共生社会に基づく学習の機会をつくり、意識向上を図ります。

②家庭生活における固定的な役割分担意識の見直し

番号	取組内容
1	家事の見える化チェックシートを活用し、家族で家事を楽しむ「共家事（ともかじ）」を推進します。
2	学校教育において、男女共同参画及び共生社会に基づく学習の機会をつくり、意識向上を図ります。

③地域における固定的な役割分担意識の見直し

番号	取組内容
1	広報や生涯学習の場等において、地域における男女共同参画の意識向上を図ります。
2	自治会や自主防災など住民の自主的な活動等において、それぞれの特性を生かした役割について見直し、男女共同参画を推進します。
3	情報発信において、人権や男女共同参画の観点で適切な表現が行われるよう配慮します。

(2) ジェンダー平等教育・学習の推進

性別や性のあり方などを理由とする偏見や差別を解消するため、学校教育や生涯学習の場などを通じて、教育・啓発を行います。また、地域共生社会の実現に向けた人権教育・啓発を行います。

①学校における共生教育の推進

番号	取組内容
1	子ども共生教育を継続して行います。(人権啓発団体や関係機関と連携して幼少期からの発達段階を踏まえ共生教育を学びます)
2	学校教育全体を通して、個性を生かして主体的に生きることの重要性を学ぶ機会をつくりま す。
3	特別の教科となった道徳教育を通して、お互いの個性や立場を尊重する心を育てます。

②生涯を通じた人権教育の推進

番号	取組内容
1	図書館等において人権に関する図書を充実し、人権について学ぶ機会をつくりま す。
2	定期的に人権教育及び啓発活動を実施します。

③多様性を認め合う共生社会の推進

番号	取組内容
1	LGBTQ等、性的少数者に関することや共生社会の推進に関する講演会・研修会を開催し ます。
2	スポーツ、イベント、国際交流等を通して、さまざまな年齢や多様な人が集い交流できる場 をつくりま す。
3	保育士や教職員が、性の多様性に配慮した教育を実施できるよう、情報提供や研修の機会を 設けます。

基本目標２ あらゆる分野で活躍できる環境づくり

（１）仕事と家庭の両立支援

住民のワーク・ライフ・バランスが実現されるよう、保育・介護支援策の充実を図るとともに、事業者等と連携し、職場におけるワーク・ライフ・バランスを推進します。

① 子育て・看護・介護サービスの充実

番号	取組内容
1	地域の子育て支援拠点事業を継続します。（子育て相談・家庭保育に関する子育て支援センター、児童館の充実）
2	子育て環境整備を継続します。（保護者からの保育ニーズを把握して、国・県と連携した子育てしやすい施策・事業の推進）
3	介護保険事業計画の定めている17の施策に基づき、介護サービスの充実・環境づくりを進めます。
4	母子保健事業を継続実施し、母子の健康づくりについて支援します。（子育て世代包括支援センターでは、妊娠期から子育て期において切れ目ない支援を実施します）
5	企業における、従業員の育児・介護休業制度の活用を促進します。

② 多様で柔軟な働き方の推進

番号	取組内容
1	学校教育や生涯学習を通して、幅広い職業選択に向けた意識啓発を行います。
2	ハローワーク・商工会等と連携し、働きやすい環境づくりを推進するために、企業に働きかけや情報提供などを行います。

③ 男性の家事・育児等への参画促進

番号	取組内容
1	家族の協力、家庭のあり方を学ぶ機会をつくれます。
2	男女が共に参加できる料理教室やセミナーなどを通して、家事・育児への男女共同参画を推進します。

（２）行政・企業における職場環境づくり

行政や企業などで男女共同参画の視点に立った雇用・就業環境の改善が促進されるよう、庁内での見直しを進めるとともに、事業者等に対する働きかけを行います。また、農林商工業などにおける男女共同参画の促進を図ります。

① 均等な雇用機会と待遇の確保、選択肢のある仕事のあり方

番号	取組内容
1	企業の経営者等に対し、長時間労働の削減等、働き方改革を進めることが企業の業績改善につながることを周知・啓発します。（ハローワーク・商工会等と連携）
2	労働時間の適正化や労働環境の整備等、快適に働ける環境の整備に向け、企業等への周知・啓発を行います。（ハローワーク・商工会等と連携）
3	雇用や就業条件等において、多様性に配慮するとともに、性別を理由にした不公平が起こらないような職場環境づくりを促進します。（ハローワーク・商工会等と連携）

② 審議会、委員会等への女性の参画促進

番号	取組内容
1	行政や団体などが設置する委員会等への女性参画を推進します。

③ 農林商工業におけるパートナーシップの確立

番号	取組内容
1	商工業について、男女の対等なパートナーシップの確立を推進します。（国・県・ハローワーク・商工会等の関係機関と連携）
2	意欲ある女性農業者や新規就農者などの育成や発展を支援し、女性の農業参画を推進します。
3	農業委員会をはじめ、農林業・商工業関連団体等の役員など、政策・方針決定過程への女性参画を促進します。

基本目標３ 安心して暮らせる社会づくり

（１）包括的な健康づくりの支援

性別を問わず、全ての住民が生涯を通じて心身共に健康な日々を送れるよう、正しい健康知識の啓発や、健診体制の充実などを図ります。また、スポーツなどを通じ、住民が自発的に健康づくりをすることができるような環境を整備します。

① ワーク・ライフ・バランス実現に向けた支援

番号	取組内容
1	放課後児童クラブでの受け入れ体制を充実し、安心安全な居場所づくりを確保することで、共働き世帯が、子育てと仕事を両立できる環境をつくれます。
2	子育て世代が就労時間の早出・延長に対応できるよう、延長保育・時間外保育制度を充実し、子育てしながら働きやすい環境をつくれます。
3	子育て世代に対して、健康診査や健康教室への参加を呼び掛けるなど、個人・家族・地域における健康づくりを推進します。
4	男女の固定的役割分担意識を解消し、全ての社員、職員が能力を十分に発揮し活躍できる職場環境づくりを推進します。

② 心身の健康を脅かす問題についての対策の推進

番号	取組内容
1	永平寺町保健計画（健康増進計画・自殺対策計画）に基づき、健康増進事業や自殺対策について事業を推進します。
2	男女がお互いの身体的特性を理解しあい、健康で明るい生涯を送るための支援を行います。（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*の確立支援）

(2) 多様性を尊重する環境の整備

性別や性自認*のあり方などを含め、多様な価値観を尊重する気運の醸成を推進するとともに、生活困窮など問題を抱えている人への支援の充実を図ります。また、多文化共生社会の実現に向けた啓発や交流の場づくりなどを行います。

① 生きがいつくりと社会参加の促進

番号	取組内容
1	積極的にボランティア活動に参画し、ボランティア活動を通じた社会参画を促します。(ボランティアセンターの支援)
2	地域活動の継続、就業機会の確保のためシルバー人材センターの運営を支援し、社会参画の促進を図ります。
3	住民の自発的な文化・芸術・スポーツ等の活動を支援します。

② それぞれの特性を生かした地域防災・防犯

番号	取組内容
1	避難所運営における女性の参画を推進します。
2	多様性に配慮した避難所運営について検討します。
3	自主防災組織等における女性参画を促すために、防災講座や防災資器材の取り扱いなどに関する研修会を実施します。
4	消防団への女性の参画を推進します。

③ 高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境の整備

番号	取組内容
1	介護用品支給や外出支援の事業内容を見直し、持続可能で効果的な助成となるよう努めます。
2	永平寺町立在宅訪問診療所の開設に伴い、医療だけでなく保健・介護と連携し、さらなる医療体制の充実を図ります。
3	障がいのある人が地域社会において共生できるよう、サービスの充実や、日常生活・社会生活を総合的に支援していくよう努めます。
4	移動の円滑化のため、積雪への対応を高度化します。
5	歩道のバリアフリー化、施設のトイレのバリアフリー化をさらに進めます。

(3) あらゆる暴力の根絶

DVをはじめとするあらゆる暴力の根絶へ向け、暴力防止のための取組を推進するとともに、被害者に対する相談・支援体制の強化を図ります。また、さまざまなハラスメントの防止に向けた教育・啓発などを行います。

①あらゆる暴力と差別防止への取組

番号	取組内容
1	性暴力相談窓口の設置・周知に努めます。
2	DVについて、商業施設などヘリーフレットを配置し、町内への広報を行うなど周知を図ります。団体や事業所間での連携を図りDVの防止と早期発見に努めます。
3	町内介護サービス事業所に介護相談員を派遣し、高齢者虐待の発生予防を図ります。
4	学校教育や生涯学習などを通して、人権意識と多文化共生の意識の向上を図ります。

②被害者に対する相談支援体制の充実

番号	取組内容
1	情報誌やSNS*による相談支援に関する情報提供を行います。
2	性犯罪やDV等に関し、被害者の相談支援体制の充実に努めるとともに、関連機関と連携して再発防止を図ります。

③あらゆるハラスメント防止対策

番号	取組内容
1	行政、企業におけるパワー・ハラスメント*、セクシャル・ハラスメント*等の防止について、啓発に努めます。女性が妊娠・出産・育児期にも不利益を受けずに働き続けられるよう、啓発に努めます。
2	スクール・ハラスメント*について調査を行い、防止に向けた取組を推進します。

基本目標４ 推進体制づくり

（１）施策推進体制の整備

本計画の円滑・着実な推進と実効性の向上に向け、計画の進捗状況を定期的に評価・検証するとともに、推進主体である職員の資質向上へ向けた研修の充実などを図ります。

①施策の点検・評価の仕組みづくり

番号	取組内容
1	男女共同参画推進委員による計画の点検・評価を実施します。
2	住民意識調査などを活用し、町の男女共同参画の推進状況を把握し、施策の見直し等、必要な対策に努めます。

②持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた取組

番号	取組内容
1	全ての事業において「誰一人取り残さない」という包括的な視点のもと取り組みます。
2	理工分野への女子学生の苦手意識を解消するなど、性別にかかわらず、若者が幅広い職業選択を可能にするための体験及び学習の機会をつくり、エンパワメント*を図ります。

（２）町民・関係機関等との協力・連携の強化

本町の男女共同参画を推進するために、住民の自発的な活動との連携強化や、住民の現状や意見の調査・分析を行います。また、国や県、他自治体の動向等の把握に努め、本町の男女共同参画推進施策への反映を図ります。

①住民参加の推進

番号	取組内容
1	地域が支える交流事業（園ごとに実施している地域住民との交流事業など）を実施します。交流事業には、地域の高齢者や指導員をボランティア講師として招き、特色ある保育を実施します。
2	行政、地域住民、各種団体・企業が連携して、施策の取組と啓発活動を行います。

②国・県等との連携

番号	取組内容
1	国、県や他市町村と連携し、取組状況等の情報提供や情報交換を行い、効果的な事業の推進を図ります。

第6章 計画の指標（数値目標）

本計画の進捗状況を検証する指標として、以下の各数値を目標として設定し、その達成状況を定期的に検証・分析します。

基本 目標	項目	現状値 (令和3年)	目標値 (令和8年)
1	家庭の中で男女平等になっていると思う人の割合	30.3%	40.0%
	地域の中で男女平等になっていると思う人の割合	24.7%	35.0%
	町の審議会・委員会等における女性の割合	38.2%	40.0%
2	職場の中で男女平等になっていると思う人の割合	29.2%	40.0%
3	がん検診（胃がん、大腸がん、肺がん、子宮がん、乳がん）受診率	—	35.0%
	特定健康診査受診率（40歳以上の国保被保険者のうち、特定健診を受診した人の割合）	32.4%	45.0%
4	男女共同参画ネットワークへの加盟団体数	23団体	30団体

資料編

1 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
改正 平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号
同 11 年 12 月 23 日同第 160 号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共

同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。

ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規

定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

2 福井県男女共同参画推進条例

平成十四年十月十一日
福井県条例第五十九号

福井県男女共同参画推進条例を公布する。
福井県男女共同参画推進条例

目次

前文

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

第一節 男女共同参画の推進に関する基本計画(第八条)

第二節 男女共同参画の推進に関する基本的な施策(第九条―第十六条)

第三節 男女共同参画の推進に関する普及啓発(第十七条―第十九条)

第四節 男女共同参画の推進に関する推進体制の整備等(第二十条―第二十三条)

第三章 福井県男女共同参画審議会(第二十四条―第二十九条)

附則

すべての人は、個人として尊重され、法の下に平等であり、男女の人権は、性別にかかわらず尊重されなければならない。

福井県では、男女平等の実現に向けて、国際社会や国の動きと協調しつつ、女性の就業率や夫婦共働きの割合が高いという地域特性を踏まえ、様々な取組が進められてきた。

しかしながら、社会の様々な分野において、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく制度または慣行が依然として根強く存在しており、真の男女平等の実現には多くの課題が残されている。

これらの課題に対処して、男女が、互いの人権を尊重し、協力し合い、その個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会を実現し、ゆとりと創造力あふれる福井を築いていくためには、県、市町、県民および事業者が連携し、および協働しながら、男女共同参画の推進に関する取組を積極的に展開していくことが必要である。

ここに、わたしたちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するために、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、ならびに県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画は、次に掲げる理念を基本として推進されなければならない。

- 一 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- 二 社会のあらゆる分野における制度または慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとなるように見直されること。
- 三 男女が、社会の対等な構成員として、県における政策または民間団体における方針の立案および決定に共同して参画する機会が確保されること。
- 四 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動について家族の一員としての役割を果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。
- 五 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、および実施する責務を有する。

- 2 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、および実施するに当たっては、男女共同参画の推進について配慮するものとする。
- 3 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者およびこれらの者で組織する民間団体(以下「県民等」という。)ならびに市町と連携し、および協力して取り組むよう努めるものとする。

(平一七条例六五・一部改正)

（県民の責務）

第五条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、性別による固定的な役割分担意識に基づく制度および慣行の改善その他の男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、男女が共に職場における活動と家庭等における活動とを両立することができるよう、職場環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（性別による権利侵害の禁止）

第七条 何人も、性別を理由とするあらゆる差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、性的な言動により相手方の生活環境を害する行為および性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与える行為をしてはならない。

3 何人も、配偶者その他の男女間における暴力行為(精神的に苦痛を与える行為を含む。第十五条において同じ。)をしてはならない。

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

第一節 男女共同参画の推進に関する基本計画

第八条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ福井県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民等の意見を反映することができるよう配慮するものとする。

5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第二節 男女共同参画の推進に関する基本的な施策

（県民等の理解を深めるための措置）

第九条 県は、広報活動等を通じて、基本理念に関する県民等の理解を深めるよう適切な措置を講ずるとともに、男女共同参画の推進に関する教育および学習の機会の充実に努めるものとする。

（制度および慣行の改善を促進するための措置）

第十条 県は、社会のあらゆる分野において、性別による固定的な役割分担意識の改革および当該意識に基づく制度または慣行の改善を促進するため、情報の提供、人材の養成その他の必要な措置を講ずるものとする。

（家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立のための支援）

第十一条 県は、家族を構成する男女が、共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立することができるように、必要な支援を行うよう努めるものとする。

（農山漁村における男女共同参画の推進）

第十二条 県は、農山漁村において、男女が、農林水産業の経営およびこれに関連する活動または地域における活動に共同して参画することができるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。

（働く場における男女共同参画の推進）

第十三条 県は、すべての働く場において、男女が性別にかかわらず個々の能力を発揮することができるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。

（政策等の決定過程における男女共同参画の推進）

第十四条 県は、市町および民間団体における政策および方針の決定過程において、男女が共同して参画する機会が確保されるように、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 県は、附属機関その他これに準ずるものにおける委員の任命または委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

（平一七条例六五・一部改正）

（暴力の根絶）

第十五条 県は、配偶者その他の男女間における暴力行為を根絶し、および被害者の保護を図るために、情報の提供、相談その他の必要な措置を講ずるものとする。

（市町、県民等の活動に対する支援）

第十六条 県は、市町が実施する男女共同参画の推進に関する施策および県民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（平一七条例六五・一部改正）

第三節 男女共同参画の推進に関する普及啓発

（男女共同参画推進員の設置）

第十七条 県民の協力を得て男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画の推進に係る普及啓発その他の活動を行う男女共同参画推進員を置く。

（男女共同参画月間）

第十八条 男女共同参画についての県民等の関心と理解を深めるため、男女共同参画月間を設ける。

2 男女共同参画月間は、六月とする。

（表彰）

第十九条 知事は、男女共同参画を積極的に推進する県民等を表彰することができる。

第四節 男女共同参画の推進に関する推進体制の整備等

（推進体制の整備等）

第二十条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、および実施するための体制を整備するとともに、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 福井県生活学習館を男女共同参画の推進のための拠点施設とする。

（相談および苦情の処理）

第二十一条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する行為について、県民等から相談があったときは、関係機関と連携して適切な処理に努めるものとする。

2 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策または男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、県民等から苦情、意見その他の申出があったときは、当該申出に対し適切な処理をするよう努めるものとする。

3 知事は、前項に規定する申出の処理に当たり特に必要があると認めるときは、福井県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

（調査研究等）

第二十二条 県は、男女共同参画に関する施策を効果的に推進するため、男女共同参画に関する情報の収集および分析ならびに調査研究を行うものとする。

2 県は、必要があると認めるときは、事業者に対し、その事業活動における男女共同参画の状況に関する調査について協力を求めることができる。

（年次報告）

第二十三条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況および男女共同参画の推進に関する施策の実施の状況について報告書を作成し、公表するものとする。

第三章 福井県男女共同参画審議会

（福井県男女共同参画審議会）

第二十四条 男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議等を行うため、福井県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十五条 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

一 この条例の規定により審議会の権限に属させられた事項の処理に関すること。

二 男女共同参画の推進に関する重要事項についての調査審議および建議に関すること。

（組織）

第二十六条 審議会は、委員十人以内で組織する。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満であってはならない。

3 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

4 委員の任期は、二年とし、再任されることを妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長および副会長）

第二十七条 審議会に会長および副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第二十八条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、審議会の議長となり、議事を整理する。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（その他）

第二十九条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十四年十一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に策定され、および公表されている男女共同参画の推進に関する県の基本的な計画であって、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、第八条の規定により策定され、および公表されたものとみなす。

附 則（平成一七年条例第六五号）

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 前各号および次号に掲げる規定以外の規定 平成十八年三月三日

3 永平寺町男女共同参画推進委員会設置要綱

(目 的)

第 1 条

永平寺町における男女共同参画施策の総合的かつ効果的な推進に資するため、永平寺町男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条

推進委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 永平寺町男女共同参画計画の推進に関する協議・助言及び普及啓発に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する調査及び研究に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画施策の推進のために必要な事項。

(構 成)

第 3 条

推進委員会の定数は15名とする。委員は次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 町内に住所を有し、男女共同参画の推進・実践、及びまちづくりに意欲がある人。

(任 期)

第 4 条

委員の任期は2年とする。但し、委員に欠員が生じた場合はその残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条

推進委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によるものとする。
- 3 会長は推進委員会を代表し、議事その他の会務を総括する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時または会長が欠けたときはその職務を代行する。

(会 議)

第 6 条

推進委員会は会長が必要に応じて召集し、会長が議長となる。

- 2 推進委員会は委員の半数以上の出席で会議を開くことができる。
- 3 推進委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(席 務)

第 7 条

推進委員会の席務は、永平寺町教育委員会生涯学習課男女共同参画推進室において行う。

(そ の 他)

第 8 条

この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月 1日から施行する。

附 則

平成27年度は、任期を2年とする。

附 則

平成29年4月1日改定。

4 永平寺町男女共同参画推進委員会 委員名簿

令和3年度～4年度

(敬称略、順不同)

	地区	氏名	備考
1	松岡	西 芳 子	
2	松岡	堀 江 俊 子	
3	松岡	佐々木 幸絵	副会長
4	松岡	吉 田 健 二	
5	松岡	山 田 章 弘	
6	永平寺	浅 野 勉	会長
7	永平寺	中 野 暢 哉	
8	永平寺	浅 井 郁 美	
9	永平寺	山 口 権 悟	
10	永平寺	田 中 之 江	
11	上志比	山 田 裕 治	
12	上志比	田 原 恵 理 子	
13	上志比	多 田 佳 代	
14	上志比	清 水 千 恵 美	
15	福井県立大学	塚 本 利 幸	オブザーバー

5 用語解説

ア 行

●SNS（エス・エヌ・エス）

「Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）」の略で、人と人との交流を促進するためのインターネット上のサービスのこと。LINE（ライン）、Instagram（インスタグラム）、Facebook（フェイスブック）、Twitter（ツイッター）などがある。

●SDGs（エス・ディー・ジーズ）

「Sustainable Development Goals」の略で、日本語では「持続可能な開発目標」と訳される。国連加盟 193 か国が 2016（平成 28）年から 2030（令和 12）年までの 15 年間で達成するために掲げた目標で、2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで採択された。17 のゴール（目標）と 169 のターゲット（より具体的な目標）から構成されており、「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

●M字カーブ

女性の労働力率（15 歳以上人口に占める労働力人口の割合）を折れ線グラフにしたとき、結婚・出産・子育て期にあたる年代にグラフの線（値）が低くなり、育児が落ち着いた時期に再び高くなってアルファベットの「M」の字に近くなることからこう呼ばれる。就労する子育て世代の女性が増えると、M字カーブの谷底（労働力率が低くなった部分）は浅くなる。「労働力率」の項も参照。

●LGBTQ（エル・ジー・ビー・ティ・キュー）

「Lesbian」（女性の同性愛者）、「Gay」（男性の同性愛者）、「Bisexual」（両性愛者）、「Transgender」（身体の性と心の性が一致しない人）、「Questioning」（自分の性別がわからない人や意図的に決めていない人、決まっていない人）の頭文字をとったことば。多様な性のあり方を表すことばの一つ。さらに多様な性のあり方も含めて「LGBTQ+」（エル・ジー・ビー・ティ・キュー・プラス）などと表現することもある。

●エンパワーメント

人（広義には組織や集団なども含む）が本来持っている能力や力を発揮させること。男女共同参画の分野では、「女性のエンパワーメント」として、女性が自己の能力や個性を十分に発揮できる環境を整えることなどをさす。

●ジェンダー

生物学的な男性・女性といった性別ではなく、「男らしさ、女らしさ」など社会的・文化的に規定された性のあり方のこと。

●ジェンダー・ギャップ指数

世界経済フォーラムが毎年公表している、各国の男女間格差を数値化したもの。「経済」「政治」「教育」「健康」の4つの分野のデータから作成される。2021（令和3）年の日本のスコアは156か国中120位で、先進国中で最低レベル、アジア諸国の中で韓国や中国、ASEAN諸国より低い結果となっている。中でも「経済」と「政治」における順位が低くなっている。

●スクール・ハラスメント

学校内でのいじめ・嫌がらせ行為のこと。特に、教員から児童・生徒へのパワハラやセクハラ、侮蔑的な発言などが問題視されることが多い。教職員同士、教職員と保護者間などで行われる場合もある。

●性自認

身体的な性別にかかわらず、自分の性別をどうとらえるかという自己意識のこと。例えば身体的には女性として生まれた人が、自分の性を女性ととらえているか、男性ととらえているかといった意識のことをさす。身体的な性と性自認が一致しない人のことをトランスジェンダーという。

●性別役割分担意識

個人の能力によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」などのように、性別を理由にして、役割を固定的に分ける考え方のこと。「性別による固定的役割分担意識」などと表現されることもある。

●セクシャル・ハラスメント

相手の意に反した性的ないやがらせ行為のこと。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所でのわいせつな写真の掲示など、さまざまなものが含まれる。略して「セクハラ」ということもある。妊娠や出産を理由に相手に不愉快な発言をしたり、解雇など不当な扱いをする「マタニティ・ハラスメント」（マタハラ）を、セクシャル・ハラスメントに含むこともある。

タ行

●男女共同参画社会

「男女共同参画社会基本法」では男女共同参画社会について、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」と定義されている。「参画」ということばは、「参加」よりも計画の初期から自発的・主体的に深くかかわるという意味合いが強い。

●DV（ドメスティック・バイオレンス）

「Domestic Violence」のことで直訳すると「家庭内の暴力」となるが、「DV防止法」では、「配偶者や生活の本拠をともにする（または、ともにしていた）交際相手からの暴力」のこととされている。一般には恋人など親密な関係にあるパートナー間での暴力を含めることもある。暴力には、身体的な暴力だけでなく、精神的な暴力や性的な暴力なども含まれる。結婚していない恋人同士などカップル間での暴力を「デートDV」ということもある。

ハ行

●パワー・ハラスメント

職場での上下関係など職務上の地位や、人間関係などの優位性を背景に、相手に精神的・身体的な苦痛を与えるような発言や行為のこと。略して「パワハラ」ということもある。

●フレックスタイム制

始業や就業の時間を社員が自分で自由に決めることができる働き方のこと。

ラ行

●リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

「Reproductive Health and Rights（生殖に関する健康と権利）」。出産する子どもの人数、間隔、時期などを自由に決断できる権利や、性と生殖の健康を手に入れる権利のこと。

●労働力率

労働力人口（就業者数と完全失業者数を合わせた数）が、15歳以上の人口に占める割合のこと。「M字カーブ」の項も参照。

ワ行

●ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のこと。やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

～ 認めあい 支えあい とともに輝く ～
第三次えいへいじ男女共同参画計画

発行年月／令和４年３月
発行／永平寺町教育委員会生涯学習課
監修／福井県立大学 教授 塚本利幸

〒910-1192 福井県吉田郡永平寺町松岡春日１丁目４番地

TEL : 0776-61-1111 (代表) FAX : 0776-61-2434

Mail : shogai@town.eiheiji.fukui.jp